

平成27年加美町議会第4回定例会会議録第3号

平成27年12月11日（金曜日）

出席議員（19名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
6番	高橋聡輔君	7番	三浦又英君
8番	伊藤由子君	9番	木村哲夫君
10番	三浦英典君	11番	沼田雄哉君
12番	一條寛君	13番	高橋源吉君
14番	工藤清悦君	15番	伊藤淳君
16番	伊藤信行君	18番	米木正二君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

欠席議員（1名）

5番 三浦進君

欠員（1名）

17番

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	下山茂君
会計管理者兼会計課長	田中正志君
危機管理室長	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	鎌田良一君
町民課長	小川哲夫君
税務課長	今野伸悦君

特別徴収対策室長	伊藤順子君
農林課長	早坂雄幸君
農業振興対策室長	今野仁一君
森林整備対策室長	内海悟君
商工観光課長	遠藤肇君
ひと・しごと支援室長	三浦守男君
建設課長	田中壽巳君
保健福祉課長	佐藤敬君
子育て支援室長	武田守義君
地域包括支援センター所長	猪股和代君
上下水道課長	長沼哲君
小野田支所長	早坂安美君
宮崎支所長	佐藤鉄郎君
総務課長補佐	川熊裕二君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	猪股清信君
生涯学習課長	和田幸蔵君
農業委員会長	我孫子武二君
農業委員会事務局長	工藤義則君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	二瓶栄悦君
次長	内海茂君
主幹兼総務係長	今野典子君
議事調査係長	後藤崇史君

議事日程 第3号

第1 会議録署名議員の指名

- 第 2 報告第 16号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 3 議案第 84号 加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 85号 加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 86号 加美町農業委員候補者評価委員会条例の制定について
- 第 6 議案第 88号 加美町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 89号 加美町軽種馬種付所設置条例の廃止について
- 第 8 議案第 90号 工事請負変更契約の締結について（広原地区定住促進住宅造成工事）
- 第 9 議案第 91号 加美町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約を定める協議について
- 第10 議案第 92号 平成27年度加美町一般会計補正予算（第9号）
- 第11 議案第 93号 平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 94号 平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第 95号 平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第 96号 平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第 97号 平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第 98号 平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第 99号 平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第18 議会改革特別委員会の調査報告について
- 第19 議員派遣の件について
- 第20 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

午後1時32分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。5番三浦 進君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、12番一條 寛君、13番高橋源吉君を指名いたします。

日程第2 報告第16号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（下山孝雄君） 日程第2、報告第16号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 皆さん、こんにちは。最終日であります。よろしくお願いいたします。

報告第16号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年10月20日午後6時40分ごろ、加美町字町東106番地付近の町道走行中、アスファルトのはがれによる路上の穴に相手方車両が入り、車両の前後ホイールに損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町80%により、賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第16号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第3 議案第84号 加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第3、議案第84号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第84号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布され、個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されることに伴い、同法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

主な内容は、個人番号を利用できる事務として4件の事務を定めるとともに、その事務において利用または提供できる特定個人情報を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） マイナンバーが始まりまして、マスコミ、テレビなどでも随分話題になっております。現在の送付状況といたしますか、おわかりになる範囲でどのぐらい、全戸もう配付終わっているのか。その点と、もう1つ、マイナンバー詐欺というものも今出ておりますので、そういった苦情などは、苦情といたしますか、相談など出ていないか、この2点をお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

マイナンバーの通知カードの配付、送付の状況ですけれども、郵便局からの報告では、8,500世帯ほどの中の配達されなかったもの、あるいはまだとめ置きのもので700件ほどあるということがございます。あとはマイナンバーに関する詐欺、そういうものは町民課ではまだ把握しておりません。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 700世帯分ほどとめ置きということですが、大体いつごろまでをめどになるのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 700件のうち約400件ぐらいが戻ってきております。まだとめ置き、郵便局のほうにとめ置きが残りの300件程度あると思います。全部戻ってきてから転送不可ということになっておりますので、どこかの施設に入っていたり、そういう方たちも全部戻ってきております。そういった人たちに対しては福祉課関係を調べ、あと宛先に届かなかった方々に対しては近所の区長さんとか、あるいは聞き取りとか、そういったことをして調査をしてなるべく届くようにしたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 直接条例にかかわる部分ではないんですけれども、視覚障害者から、12桁の個人番号が点字になっていないという声があったということで、総務省から11月にその視覚障害者の希望に応じて点字でシールを提供するよということ市町村に通知したという情報がありますけれども、我が町ではそのような視覚障害者からそういう声があったのかどうかということと、点字でのシールの配付といいますか、それをされる計画があるのかどうか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 点字での要望は来ておりませんでした。あと、そういう要望があれば、対応したいと思います。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第85号 加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第4、議案第85号加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第85号加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

農業委員会の主たる役割を、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消といった農地の利用の最適化の推進であることを明確化し、また、農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更し、農地利用最適化推進委員の新設を柱とする改正農業委員会等に関する法律が公布されました。

本町においては、担い手集積率、耕作放棄地率が基準を満たさないため、農業委員のほかに農地利用最適化推進委員の設置も必須となります。農地利用最適化推進委員の業務は、農地の実態把握、農家の相談あっせんや農地中間管理事業の活用推進などであり、農業委員とともに委員会業務を担うこととなります。

改正法の施行は平成28年4月1日からであり、選挙委員の任期を満了した農業委員会から順次改正法に基づく農業委員会制度に移行することとなります。本町農業委員会の選挙委員の任期が平成28年3月31日に満了することから、4月1日の施行日までに農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦、公募及び農業委員の選任を行うこととなるため、委員の定数を定める条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番三浦です。

今、町長から法律の一部改正についての提案理由のお話をいただきました。そこで、先般、全員協議会が催されまして、るる説明いただきました。農業委員の定数については上限19名という中におきまして、新たに公選制から町長の選任制にかわるということでございます。

そこでちょっと農業委員長にお聞きしたいんですが、この上限に関して19名、担い手が半数以上ということになっておりますので、理想とするという言い方は大変失礼かもしれませんが、今実際、農業委員の中に女性の方々もおられるということも含めまして、担い手が半数、それ以外に女性の登用とか若手とかというその辺のもし会長としての描いている理想等がありましたら、1点お聞きしたいということと、きょうの新聞に税の改正大綱が出ておりま

した。その中におきまして、これは消費税の関係ありまして2017年度から実施する予定だということですが、農地に関しましては、先ほど町長がお話ししましたとおり、農地を集約すると。そういう関係がありまして、農作放棄地については税を1.8倍に引き上げるとか、あとその農地中間管理機構を仲介した場合については、新たに固定資産税の枠を軽減するとか、いろいろな案が出ております。

そこで、縦割り行政じゃなく、要するに農業委員会、農林課、税務課と、この関係については一体となって私は進めるべきだと思いますので、その辺の考え。ということは、ある程度のもを情報も共有していいんじゃないかと思いますので、考えについてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 農業委員長。

○農業委員長（我孫子武二君） 農業委員会の我孫子でございます。

ただいま、今回の農業委員会法の改正に伴う説明が町長のほうからございました。その中で、今回の法律の中で特筆すべきことは、公選委員の過半数が認定農業者であること、それから附帯決議の中で、女性、青年の登用を積極的に推進することと、地域の代表制が堅持されるようにそれぞれ十分に配慮することということが特筆すべきだと思います。

それで、現在の加美町の農業委員選任、選挙選出を含めて24人おりますけれども、そのうち13名がちょっと年齢は高いんですけれども認定農業者で、数字でいえば53%ぐらいというふうな数字になると思います。それから、そのうちで女性農業委員が4人ということで、定数の中では大体17%という数字になるんですけれども、県内でも女性農業委員が占める割合は高いほうだとは思っています。

それで、今後の農業委員というのはどうあるべきかというふうな質問のように伺ったんですけれども、きのうも若干触れましたが、この新農業委員会法が公布されて、公布されたのが9月4日で、政省令が制定されたのが10月28日ということでまだ2カ月もたっていない中で、いかに加美町の農業委員会があるべきかというふうなことを考えますときに、この新農業委員会法に沿った加美町の農業委員会のあり方というのは、私は今回宮城県で川崎町、それから村田町ですか。川崎町は2週間ほどおくれるんですけれども、川崎町、村田町については合併しない町ということで、今までの農業委員会の部分をちょっと引きずる部分が多いように思いますが、加美町の場合は合併した町ということで、他の合併した市町村から大分注目を浴びていることも事実でございますけれども、そういう中で今後の3年間は法に沿った中で加美町の農業者に知っていただく。周知していただく3年間だというふうに思っております。

そういう中で、先ほど言いましたように、現在認定農業者は過半数を超えている。現在の農

業委員会ですね。女性農業委員の方も県内ではちょっと水準が高いほうの位置を示しておりますので、もし許されるのであれば、女性農業委員の方々にはそのまま手を挙げてほしいというのが私の希望ですし、若い方々にも先ほど言いましたように青年、それから女性が積極的に登用されるようにという附帯決議の中を十分に守りながら、この今までの農業委員会、推進委員が出てきたとしてもやることは一緒ですから、その辺については十分に今の農業委員の方々も理解しているようですので、一生懸命、今のままということではございませんけれども、国が方針に沿うように、農業が加美町の農業を成長産業にできますように頑張っていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（工藤義則君） 農業委員会事務局長でございます。

2番目のご質問にありました農地中間管理機構への利用促進のため、それから遊休農地の解消を促進するために、税の軽減、それから課税の強化と、それは町の中で連携をとっていく必要があるのではないかというようなご質問、ご指摘がございました。これにつきましては、議員おっしゃるとおりでございます。今まで農業委員会としまして遊休農地等の方、所有者の方と意向調査なり、それから面談等々を踏まえてやっておりましたが、まず1点は、中間管理事業促進として税の軽減がされると。これも中間管理機構を使おうという動機の1つになるものと思います。ただ、まだ町の中で農業委員会、税務課、それから農林課と完全な意識の、それからデータの共有ということはまだなされておられませんので、これにつきましては来年度からそこら辺の共有を図って、有効に農地中間管理機構を使ってもらおうと。それから、遊休農地の解消に少しでも役立てるよということ、連携をとっていきたいと考えてございます。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。町長。

○町長（猪股洋文君） 今、農業委員会の事務局長が申したように、やはり連携をとるということが非常に大事だと思っております。国は、あめとむちとでこの担い手への集積、そして耕作放棄地の解消をしていく、問題を解消していくということのようでありますので、今お話しがあった3つの組織、それに加えて昨日もお話したように、この耕作放棄地の解消のためには薬草の栽培なり、あるいはエネルギー作物の作付なり、さまざまな知恵を出していかなくちゃならないと思っておりますので、各課、委員会、連携をとって進めてまいりたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 前向きな答弁をいただきまして、ぜひ実施していただきたいと思っております。

そこで、今回の担い手の集積が70%以上が集積されるということで、適正化推進委員の設置がうちの町につきましては9名ということに、きょう案が示されております。そこで、ページ数1,656ページなんですけど、委員会の調査設置要綱の中に、農地の効率的な利用を図ることから、農業委員会におきまして農地調査と農政調査部会を設置して振興計画の企画立案を進めていくということで要綱でうたわれておりますが、これもフルに活用されて農業委員会が活動されておりますが、これに今回の推進委員が委嘱した場合、この方もこの要綱の中に含まれて、多分私は農地だと思うんですが、その辺の考えについて1点お聞きします。

あと、この推進委員については、例えば担い手集積率が70%以上に達した場合、そうするとおのずと役割が半減するかどうか、私も定かでないんですが、その辺の考え方。あわせて、先ほど優良農地ということですが、この前出していただきました資料に基づきますと、薬菜パイロット事業で207ヘクタールほどが荒廃農地であると。これについては私が思うには、農業委員会委員であろうと、推進委員であろうと、かなり難しい問題であろうと私は思います。そこで、町としてのこの荒廃農地とされる207ヘクタールの有効活用をどう考え進めていこうとするのか、2点をお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（工藤義則君） 農業委員会事務局長、お答えします。

ただいまご質問ありました推進委員がどちらのほうに属してどのような活動を行うのかということについてお答えいたします。

推進委員の主な役割が農地の適正な利用ということですので、主に農地調査会、これは加美町ですと農政調査会と農地調査会設けておりますが、これは任意で委員の資質向上のためということで2つに分けて設置してございます。推進委員については主に農地調査会に入っていたくようにというような方向になると思いますが、ただし、それを受けていろんなどのような施策の提言ということもございます。それについて、現場のことをよりよくわかっている推進委員につきましては、そちらのほうにもかかわっていただくということで、全員がどちらか一方の調査会に属するというのではなくて、この辺は選ばれた委員さんの中で検討していただいて臨機応変に所属していただき、よりよい活動をしていただきたいと考えてございます。

それからあと、2番目にご質問ありました薬菜のパイロット事業によって造成されました草地でございます。こちらについては、207ヘクタールという広大な面積がございます。これが造成した事業上は1カ所なので、主に3カ所にありますけど、それがその遊休農地化している部分が1カ所ということではなくて、その広い敷地の中で点在しているというような状況もご

ざいます。ですから、一律にどういうものをしていったらいいかというようなことをまだちょっとすぐには結論出せませんので、その遊休農地化している場所について、どのような作物とか、それを植えるとかして解消するとかというのは、ある程度部分、部分とかポイントを絞って考えなければいけないと思います。ですから、いろんな方策がありますので、これについては町当局と協力しながら、それから所有者の方と細かな相談なり何なりを行って、早く解消できるように努めていきたいと考えてございます。（「事務局長、もう1つ、例えばその遊休地解消なった場合の委員の役割、それも」の声あり）

はい。最適化推進委員を設けなければならない基準というものは、集積率が70%に届かない、それから遊休農地が1%を超えた場合ということで、加美町はその両方を満たせない状況でございます。ただ、それらが満たせれば、推進委員を置かなくてもいいというような解釈もできます。今後、まず1期3年、推進委員の方に活動していただいて、一日も早くそれらを達成できるようにとしていくのが務めかと考えてございます。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。これも。町長。（「委員長のほうから」の声あり）農業委員会長。

○農業委員会長（我孫子武二君） 農業地利用最適化推進委員を置かなくてもいい町が、現在宮城県に3つほどございます。隣の色麻町、それから涌谷町、美里町、この3つの町が推進委員を現在の時点で置かなくてもいいというふうな町のようにございます。ただ、農業委員の改選が3つの町とも2年後ということで非常に悠々しているんですけども、先般、全員協議会を欠席しましたときに会長研修会がございまして、そういう話題が出ました。

それで、色麻町の会長、美里町の会長、涌谷町の会長に、そういうふうに置かなくても、委嘱しなくてもいいというふうな町のようにですが、今後どう考えているかというふうなお話を伺いましたら、色麻町は、各行政区ごとに農地流動化推進委員もしくは協力委員という形で1人ずつ行政区に置いているそうです。ですから、今後はその名称をかえるだけでそのまま続投するというふうな会長の意向のようですし、美里町については、それこそまだ2年半もあるんですけども、新制度にのっとった改正が、今、農業委員もかなり高齢化しているし、後継者も非常に少ないと。担い手がだんだん少なくなっていくという中で、集団化すれば1形態というのは今現在認定農業者というのは個人と会社、法人化した部分があるんですけども、絶対的には少なくなっていくという中で、今現在の美里町の会長は、何だったらやはり推進委員を置きたいと。なぜなら、こういう農業委員のなり手がだんだん少なくなっていくし、高齢化していくという中で、若い方々を担い手を育てる意味でも、推進委員を委嘱したいというふうなお

話をしていました。それで、涌谷町は今後皆さんのやり方を見て参考にして考えていくというふうなお話であったんですけども、もし加美町が、では3年後に1%クリアして7割を、私はもう7割を超えるのはすぐだというふうに予想しているんですけども、その場合、これもう一度これは置かないとなれば法律で決まっていることですから、やはり条例を改正しなくちゃだめだということで、もう一度皆さんに考えをお聞きしながら、これはやはり新たな方向性を見出すというふうになると思います。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 執行部に聞いたかったのは、薬菜パイロット事業の荒廃農地が207ヘクタールありますよ。ですから、その集積率が70%、そして点在しているということから、当然ながら農業委員会を含めて町として考えて進めなくちゃなりませんじゃないですかということで、もし町の考え等がありましたら、それに担い手数を達成するようにひとつお願いしたいということで先ほど質問させていただきました。これで終わります。

○議長（下山孝雄君） 答弁はどうでしょうか。（「要ります」の声あり）町長。

○町長（猪股洋文君） まさにこの耕作放棄地率1%をクリアするためには、この207ヘクタール、これをどうにかしなくちゃならないと。何らかの作物を作付けしなくちゃならないということになります。地権者も120人おりますので、こういった地権者との相談ということも出てまいります。また、JA加美よつばなども協力しながら、先ほど申し上げたような、こういった作物が適しているのか。薬草であればこういった薬草が可能なのか、あるいはエネルギー作物もこういったエネルギー作物なら可能なのか。そんなことを調査研究しながら、何とか耕作放棄地の解消、1%の基準を達成できるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 認識不足なのでちょっと教えていただきたいんですが、先ほどの質問に関連して、最適化推進委員を設置しなくてもよくなった場合、3年後にですね。そのときに、加美町の定数上限が19名から括弧37名ということになっているんですが、推進委員を置かなくて農業委員をふやすという考えのほうがいいのか、この辺はどのように今の時点で結構ですが考えているのか。3年後の。

○議長（下山孝雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（工藤義則君） 農業委員会事務局長、お答えします。

ただいまご質問ありましたとおり、最適化推進委員を置く場合は、農業委員の定数が上限19

名、置かない場合は37名で、法律をつくる際に、国の考えでは、最適化推進委員を置かない場合は、農業委員がその職務を、その業務を行うということですので、農業委員が全てカバーしてと、そのかわり推進委員を置かない場合よりも人数がいるだろうというような説明でございました。今回、最適化推進委員を設置するというようなご提案をさせていただきますが、将来そのような置かなくてもいいような基準を超えた場合と、その場合にはその時点で今考えられないような農業問題等々がまた起きることもございます。ですから、そのときはそのときということで、改めて委員定数をふやすとか、ふやさないとかということではなくて、町の農地をいかにして守り使っていくかというような見地から、議員の皆様にご審議をお願いするようになると思います。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第86号 加美町農業委員候補者評価委員会条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第5、議案第86号加美町農業委員候補者評価委員会条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第86号加美町農業委員候補者評価委員会条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、町長が農業委員を任命するに当たり、任命過程の公平性及び透明性を確保するため、町長に諮問に応じ農業委員候補者の活動履歴等を審査する農業委員候補者評価委員会を設置する条例を制定するものであります。

評価委員会の委員は、町職員のほかに外部委員として行政区長の代表者及び識見を有する者で構成することとしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号加美町農業委員候補者評価委員会条例の制定についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号加美町農業委員候補者評価委員会条例の制定については、原案のとおり決定されました。

日程第6 議案第88号 加美町税条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第88号加美町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第88号加美町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日公布、同日から施行されたことに伴い、平成27年3月31日付で専決処分した加美町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、マイナンバー法に伴う申告書等の様式に提出者等の個人番号または法人番号を記載する欄などを追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号加美町税条例の一部を改正する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号加美町税条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 8 9 号 加美町軽種馬種付所設置条例の廃止について

○議長（下山孝雄君） 日程第7、議案第89号加美町軽種馬種付所設置条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第89号加美町軽種馬種付所設置条例の廃止についてご説明申し上げます。

本条例は、昭和44年、宮崎町条例第15号として制定され、合併に伴い引き継いだものであり、軽種馬種付所の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものであります。これまで町内畜産農家の軽種馬の種つけを行うことを目的とし、畜産経営に寄与してまいりました。しかし、設置当初は100頭弱の馬が飼養されていましたが、現在では4頭まで減少しており、平成19年より8年間、種付所として使用されていない状況であります。現在施設の維持管理については、宮崎軽種馬生産組合へ委託しており、同組合に今後の意向を調査したところ、施設の利用は考えていないという回答をいただきました。

以上のことから、施設の設置目的を果たすに至らないと判断し、本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第89号加美町軽種馬種付所設置条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号加美町軽種馬種付所設置条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第90号 工事請負変更契約の締結について（広原地区定住促進宅地造成工事）

- 議長（下山孝雄君） 日程第8、議案第90号工事請負変更契約の締結について（広原地区定住促進宅地造成工事）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第90号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年8月7日に開催されました加美町議会第4回臨時会においてご承認をいただき、阿部武建設株式会社代表取締役阿部潤一氏と契約をいたしました広原地区定住促進宅地造成工事について、変更契約のご承認をお願いするものであります。

変更の主な内容は、支障樹木の伐採の処分数量が当初の見込みよりも大幅にふえたこと、不良土の搬出处分及び良質土の購入の追加、コンクリート構造物や古い配管などの地中埋設構造物の撤去・処分費用の追加などで、これらの変更により変更前の契約額5,832万円に732万2,400円を追加し、6,564万2,400円に変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

- 8番（伊藤由子君） 隣の敷地なので、日々工事状況を見ている者として、質問させていただきます。

分譲費用は、当初造成費用でというふうな予定だったんですが、この工事費が変更になったことによって、分譲費用への変更もあるのでしょうか。お伺いします。

- 議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

宅地の分譲価格にその変更額が影響するかというご質問だと思います。

最終的には、今回の変更契約後の事業費をベースに、一般財源分が幾らかかったかということで、その金額で算定することにしております。ですから、先ほどご質問のありました影響が

あるかということでありませけれども、多少の影響はあるということでございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 購入する人への補助の金額はそのまま130万円上限というふうに解釈して、それへの変更はないわけですか。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

これまで最高で130万円というようなご説明をしてきましたけれども、最終的に計算しますと平均250平米で150万円ぐらいになりますので、その補助額につきましてもそれに見合うような金額に引き上げたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号工事請負変更契約の締結について（広原地区定住促進宅地造成工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号工事請負変更契約の締結について（広原地区定住促進宅地造成工事）は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第91号 加美町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約を定める協議について

○議長（下山孝雄君） 日程第9、議案第91号加美町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第91号加美町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約を定める協議についてご説明申し上げます。

行政不服審査法の改正により、行政処分に係る不服申し立て制度が全面的に見直され、新たに不服申し立てに対する町の決裁の妥当性をチェックすることを目的とした、有識者からなる

第三者機関の設置が義務づけられました。第三者機関の設置形態については、町単独で設置するほか、他の団体への委託といった方法をとることもできます。本町では、申し立て件数が少ないと想定されるため、宮城県へ事務の委託をすることとしております。

事務の委託につきましては、地方自治法第252条の14第1項の規定により、協議により規約を定めることとされ、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により、その協議については議会の議決を経ることとされていることから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 不服申し立てに対しまして、自前で審議委員を置かないでその事務を県に委託するという事だろうと思います。そこで、確かにこの事務というのは法的な知識レベルでもって裁判官的な役割をこなすということでもありますから、短時間で、短期間で職員等の人材育成を図るのは大変厳しいものがあるかと思えます。そこで、ただいま説明あったように、他の自治体と共同で設置するとか、あるいは弁護士、有識者等の活用を図るといったこういった方法があるかと思いますが、この辺について検討されたものかどうか、お答えをお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

今、議員がおっしゃったとおり、この行政不服審査法が改定になりまして、町独自に第三者機関としてのこの審査会を立ち上げるというのは、人的にも大変厳しいものがございます。それが1点と、あとこれまでの申し立ての状況を見ますと、これまで加美町においてそうした不服申し立ての件数がなかったということもございます。そういったことで、県のほうで設置するこの第三者機関のほうの審査会に委託するという形で進めておりまして、県内の自治体におきましても、確定ではございませんが、35市町村のうち町村レベルではほとんどが県のほうで委託、あるいはもし不服申し立てがあったときには独自に町で立ち上げましょうというような形で進んでいるところでございまして、本町におきましても県への委託で進めたいということで今回上程させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 県に委託したといたしましても、審査の請求書であったり、あるいは返戻書、あるいは反論書、そういったものを法的な知識のレベルを持ったそういった人材の育成

も必須なことだろうと思います。そこで、4月1日に向けてのこの施行に向けて、こういったこれから準備を進めるおつもりか、お尋ねをいたします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 人材育成ということでございましたが、県のほうのこの第三者機関におきましては、現在6名の委員さん、有識者で構成する委員会で立ち上げてやっていくというような考えでございまして、今後規約を協定で結んだ自治体のほうからいろんな異議申し立てがあった場合に一括してそこでやるということでございますので、今すぐ加美町においてこれに対する人材育成をどうするかといいますと、なかなかすぐこういったことをやりますというわけにはお答えできないんですが、法律等について各担当課のほうでもこういった行政不服審査法の内容等もよく勉強していただいて対応し、あと県のほうと連携をとって進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号加美町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約を定める協議についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号加美町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約を定める協議については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。2時40分まで。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ会議を開きます。

日程第10 議案第92号 平成27年度加美町一般会計補正予算（第9号）

○議長（下山孝雄君） 日程第10、議案第92号平成27年度加美町一般会計補正予算（第9号）を

議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第92号平成27年度加美町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2億1,407万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ147億1,255万5,000円とする補正予算と債務負担行為の追加、地方債の変更を行うものです。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金として農業用施設維持修繕工事負担金1,232万円増、国庫支出金として活力創出基盤整備交付金1,767万円減、県交付金として農業施設災害復旧費補助金1億1,440万円増、林業施設災害復旧費補助金1,851万4,000円増、諸収入として町有建物等共済金1,180万円増、町債として町道整備事業債2,010万円減、農業施設災害復旧事業債5,070万円増、林業施設災害復旧事業債2,050万円増などがあります。

歳出については、民生費では厚生医療給付費530万9,000円増、子ども医療費800万円増、土木費では除雪機械購入費1,450万円減、町道新設改良舗装工事請負費2,088万5,000円減、災害復旧費では農業施設災害復旧事業費1億9,643万4,000円増、林業施設災害復旧事業費3,727万1,000円増などのほか、職員人件費の整理及び組み替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 22ページの農業施設災害復旧費についてちょっとお伺いしたいんですけども、これは9月11日の大雨で、今いろいろ査定とか大変ご苦労なさっていると思うんですけども、その中でまずその他の財源で1,232万円、9ページに負担金ということになっていますけれども、これは関係する受益者の負担金だと思いますけれども、今回の災害でこの負担割合、どのようになっているのかをお聞きします。

それから、トータルで工事請負費が1億7,600万円ということになっていますけれども、これは第5回の臨時会での補正額もあったんですけども、それと合わせて町単独、それから今、査定終わった分とか、査定の見込みとか見て、全部入っている金額なのか、その2点お願いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

受益者負担金につきましては、通常の災害におきまして、農業用施設で町が65%、それから受益者が35%です。また、農地につきましては町が50%、受益者50%ということでございます。それで、今回この災害に当たりまして、激甚災害に指定されたということに伴いまして起債充当率が上がっておりますので、被害に対する農家負担を軽減する観点から、起債の充当率に合わせまして農業用施設では町が80%、それから受益者が20%、それから農地につきましては町が75%、それから受益者が25%ということで、割合を増額している状況でございます。

続きまして、今回の工事箇所の内容についてご説明申し上げます。

前回の臨時会であげましたものにつきましては単独分の工事費ということで、今回につきましては補助対象分ということであげさせていただいております。内容につきましては、水路の10カ所、それから堰1カ所、ため池1カ所ということで、現在第3次査定、第4次査定が終わりまして、来週第5次査定を受けまして、ことしの査定が終わるという状況になっております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 大変な数で、担当いろいろ苦勞していると思うんですけども、プロジェクトチームも組んでスムーズにいつているかなということで思っております。

それで、もう少しお聞きしたいんですけども、今回の農業用施設の中で通水不能になった箇所がいっぱいございます。それで、私知っている範囲では3地区ほどあるんですけども、来年の作付けができなくなるんだというような、確定ではないんですけども、営農計画の見直しをお願いされているということをお聞きしました。それで、その地元を聞きますと、やはり稲作のほかの作物はなかなか難しいんだというお話を受けました。その地区で、私考えるその地区を見ますと100町歩までいかないんですけども、合わせましてですね、多分七、八十町歩ぐらいあると思います。それについてなんですけれども、この忙しいさなかにもどうのこうの言われるのも多分大変なんだろうけれども、来年何とか作付けできるような手だてを講じていただきたいと思います。それで、例えばそれをやらないでそのまま作付けできなくなった場合、逆に町のほうにまだいろんな助成とか多分できないんですけども、いろいろ言われるはずで。それを考えた場合、何とか早期発注して水を通すようにある程度やって、水いらなくなったらもうすぐにでも本格的な工事に入るというようなそういう手だてを農林課長のほうにお願いしたいんですけども、何とかその辺、よい答弁をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

今、議員のご指摘のとおり、災害箇所において通水がちょっと厳しいという状況もございます。それで、約10カ所ほどあるというふうに聞いております。今後1月上旬を予定しておりますけれども、平成28年の作付けに向けて今までの復旧工事の状況、それから今後の作付けについて、受益者の方に集まっていただきまして説明会を開催して、どのような方法がベストかというようなことで、それぞれの災害地域の地権者の方々と協議をしながら、今ご指摘あったようになるべく来年の作付けに影響が出ないように対策を進めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） ありがとうございます。来週も査定あると聞いていますので、あとそれが終われば補助率増嵩ということで、また忙しい作業が出ると思っております。体には十分気をつけてまして、何とか通水できるようにお願いいたします。終わります。答弁はよろしいです。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 大変細かいことで恐縮なんですけれども、3点ほど、19ページの小学校費の中の新田小学校費の消防設備設置委託料19万2,000円、これの詳細をお伺いします。

もう1点が、21ページの新田公民館費の施設設備更新工事135万3,000円、これの中身をお願いいたします。

それから、3点目が、22ページの補助金、総合型地域スポーツクラブ設立準備事業費40万円がマイナスになっているこの理由をお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪股清信君） 教育総務課長、お答えします。

19ページ、小学校費、新田小学校費の委託料、消防設備設置委託料について説明させていただきます。

これは、夏に消防点検入ったときに、避難路、避難誘導標識とございますが、電気つくやつなんです、それが壊れていたということで、校舎、体育館の避難誘導標識を修繕するために委託するというので、同和警備さんのほうをお願いをするということになっております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

1点目の工事関係なんですけれども、こちらにつきましては、鳴瀬地区公民館にございますホール内に設置されておりますエアコンの取りかえ工事になります。2台分になります。

あと、2点目につきまして、総合型地域スポーツクラブ設立準備事業の40万円の減額ですけれども、本年度4月より総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会設立に向けて作業を行っておりまして、10月の末に準備委員会が立ち上げることができましたので、その実際の委員会の活動費の額が決定しましたものですから、40万円を減額したものでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） その総合型地域スポーツクラブのことなんですが、きのうも一般質問の中でちょっと出ましたけれども、どの程度の進捗になっているのか、お願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） ただいまの進捗率でございますが、本年度の事業計画につきましては70%ほど終了しております。中身につきましては、総会の開催、部会の設置、広報委員会でのチラシ等の原案の取りまとめ、先日12月6日の日曜日だったんですが、先進地視察等々を行っておりまして、それらを踏まえ平成28年度にはその準備委員会をもう少し具体的な内容等々で活動していくというような形で、残り3カ月の間に残りの30%を達成していくという事務運営を計画しております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 副町長にお伺いをしたいと思うんですけども、17ページ、商工費の中で陶芸の里宮崎振興公社の出資金があるわけですけども、来年の4月ということ、今年度いっぱい3つの振興公社を一緒にというようなお話を聞いているんですけども、その辺の進捗状況というもの、あとこの出資金とのかかわりというものについてお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

3公社の合併につきましては、この間全員協議会でもご説明申し上げたところですけども、株主の皆さんに説明をし、3公社ですね。それから、取締役会も数度開いて、各3公社の取締役会では全員了承と、承認ということで、合併に向けて承認をいただいたところです。そして、2月22日の週あたりに、つまり1カ月ちょっとあいだを置いて、前に各3公社で株主総会を開いてそこでご承認を賜るということで、4月1日から合併を進めるという状況で今進んでいるところです。そして、取締役会での承認をいただきましたものですから、公告という皆様にお知らせをするということがございますので、今、公告手続を進めているということです。それ

から、3公社でそれぞれこれまでやってきた事業についてはそのまま引き継ぐということになっておりますので、ただ、会社がそれぞれ4月1日に設立するという段階で全部消滅しますので、改めて許認可をいただかなければならないということでの手続を今進めているところです。

また、やはり公社統合するということは、財布を1つにするということでございますので、経理関係のシステムを一本化していくということの作業も進めているという状況でございます。以上です。

そして、失礼しました。この公社統合につきましては、条件がさまざまございますが、株主の皆さんの中で、例えばこの合併に反対であるとか、あるいは合併の新しい会社での株主にはならなくてもよいという方につきましては株を買い取るということで、説明会を開いてきたんですけれども、宮崎振興公社の株主の方お一人が株を売りたいということで申し出がございました。そこで、町としてそれを買い取るために今回補正をお願いしたものでございます。お一人100万円ということでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 10ページの諸収入に森林組合研究所造林事業受託金というのがあるんですが、これが減になっているのはどういう理由なのかということと、本来はどういう事業に充てられるはずだったのかをお伺いします。17ページの林業費とのかかわり合いがあるのかどうか、造林保育事業受託料との関連があるのかどうかということについてもお伺いします。

それから、21ページの中新田文化会館費のコンサート出演謝礼、オーケストラ指導謝礼等について、あえて補正予算に計上しているその理由というか、内訳をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（内海 悟君） 森林整備対策室長です。

こちらにつきましては、歳入と歳出、関連ございまして、公団造林受託事業ということで、これは町の土地を公団、旧公団で、今では森林整備センターになっておりますけれども、そちらのほうにお貸ししまして分収造林行っているところです。こちらについて、上荒沢2地区の間伐を今年度予定しておりました。そこで15.28ヘクタール実施する予定でしたけれども、こちらのほうが11.23ヘクタールに減になったということで、そちらの分の事業費、これは公団のほうからいただいて、それを事業者のほうに町で発注するという形になっているんですけれども、そういう関係でまず面積が減ったことによりまして、入ってくる事業費が減ったと。歳出のほうでもその事業費が減った分おろしたというような形になっております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

中新田文化会館費の中の報償費の件でございますけれども、こちらの中身につきましては、バッハホール会館35周年記念の演奏会で伴うもので、バッハホール管弦楽団及び合唱団のほうの講師の方々、あと楽器のパート数の人数が不足している部分もありますので、そのお手伝いしていただく方々、あと全体練習での指揮者の方、野津如弘様の交通費等々、あとパートナーごとの指導に当たっていただく方々の謝礼、最後には合唱団の指導をいただいている先生方の謝礼というような項目に分かれておりまして、合計で157万円の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 1点だけ伺います。

15ページの子ども医療費800万円というのがあるんですが、この状況と申しますか、健康状況、保険の医療費の状況、何か特別に病気が発生しているとか、そういったことがあればお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（武田守義君） 子育て支援室長、お答えいたします。

この子ども医療費につきましては、昨年度から子育て応援社会の実現ということで、高校生まで拡大しての無料化を図ってございます。その中で、今年度の支出区分でございますが、11月までの8カ月の数字でございますが、5,200万円ほどの支出がございます。これは町単独事業と県補助金とございますが、町単独の事業につきまして約240万円ほど伸びてございます。その月によって医療費が650万円から800万円という形でばらつきがあるわけでございますが、今後4カ月をその最高800万円で見積もったという形で、今回800万円、4カ月分で計上させたものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） そうすると、特別にことし何か流行しているとかそういうことではなくて、見通し例年どおりということで考えてよろしいんですね。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（武田守義君） 子育て支援室長、お答えいたします。

特に大きな病気とかそういったものはございません。波がその月によってばらつきがあるということで、上限を高く見たという形での補正でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番三浦です。

22ページの災害復旧費で、関連で質問をすればよかったんですが、農林課長が余りにも答弁がよくて、作付けに影響ないように復旧進めるということで、はっと思って聞きそびれましたので、議長にお許しをいただきましたら関連ということで質問させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） はい、よろしいです。

○7番（三浦又英君） ここに町道の災害関係の復旧が出てこないんですが、といたしますのは、田代岳周辺の町道ですね。崩落している箇所が何カ所かあると思うんですが、その辺の関連についてお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

土木施設の災害復旧費につきましては、需用費は前の臨時議会の際に提案させていただきまして承認いただいて予算的にはあります。それで、町道に関しての災害復旧に関しましては、国に申請しています箇所として田代岳の道路も含めまして10カ所申請しております。それで、既に11月から査定を受けておりますけれども、12月の初旬に全部の査定が終了している状況です。それで、今後その査定を受けた箇所については、発注を進めていく状況になっております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） もうちょっと詳細についてお話しいただくと大変ありがたいんですが。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 詳細、田代岳に通ずる道路という路線ということでよろしいですか。

ちょうどあそこには長沼線というか、二ツ石ダムを通っていく町道があります。その箇所につきましては、被災件数として3本ほどを申請しております。あと、宮崎地区のゆ〜らんどから登る箇所で宮崎最上線という路線がありまして、その箇所も2カ所被災しておりますので、それらも今度の災害査定を申請してまして、この箇所については11月27日に検査を終了してい

るということでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 最後ですので、11月27日に検査終了しているということですが、長沼線、宮崎最上線の関係について、検査を終了後いつから工事に入って、あとはその関係含めて全面通行どめで工事やるのか、それとも片側通行させるのか。その辺についてお聞きします。

といいますのは、12月13日に町長が市町村長会議等があると思いますので、その辺の道路の整備状況も関連するのではないかと思います。あえて質問させていただきました。終わります。答弁要ります。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。答弁ある、要らないって……。はい、わかりました。建設課長。失礼しました。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

被災申請時には、工事を行う場合には全面通行どめにして工事を行うという申請をしております。それで、これから発注するものですから、山であそこは豪雪地帯ということで、本格的な工事は雪解けを待ってからの工事になろうかと思います。それで、年度内には発注しますけれども、繰り越し手続をとりまして、次年度本格的な工事になろうかと思われま。

以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号平成27年度加美町一般会計補正予算（第9号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第92号平成27年度加美町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第93号 平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（下山孝雄君） 日程第11、議案第93号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第93号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出それぞれ27億8,279万7,000円とする補正予算であります。

歳入については、診療給付費交付金として退職者医療交付金100万円増であります。

歳出については、一般被保険者療養給付費2,500万円増、高額療養費500万円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第93号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第94号 平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

○議長（下山孝雄君） 日程第12、議案第94号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第94号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の2億8,063万1,000円とする補正予算で、歳出予算の組み

替えを行うものであります。

内容は、過年度後期高齢者医療保険料所得更正などに伴い、保険料還付金11万円を増額し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第94号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第95号 平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（下山孝雄君） 日程第13、議案第95号平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第95号平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の27億5,300万円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

内容は、地域支援事業費の各種協議会委員謝礼5万円を増額し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第96号 平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（下山孝雄君） 日程第14、議案第96号平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第96号平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ728万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,254万8,000円とする補正予算であります。

歳入については霊園使用料728万円を増額し、支出については一般会計繰出金828万円を増額するほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 町民課長、余り嫌な顔をしないで。使用料及び手数料というようなことで、大分売れ行きいいとか、供給が多いなというふうに思うんですけども、何件ぐらいであと残りどのぐらいのその霊園が残っているかというようなことについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長、お答えいたします。

828万円の内訳ですけれども、35区画ほどが使用状態になっておりました。それで、残りの区画が33区画ございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第97号 平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第15、議案第97号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第97号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の15億8,695万6,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

内容の主なものは、中新田浄化センター管理事業の需用費335万7,000円、下水道建設費、測量設計の委託料215万円をそれぞれ増額し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行い

ます。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第98号 平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（下山孝雄君） 日程第16、議案第98号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第98号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ105万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,482万8,000円とする補正予算であります。

歳入については、前年度消費税還付金105万1,000円を増額し、歳出については、公債費の組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第98号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。
-

日程第17 議案第99号 平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第17、議案第99号平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第99号平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、収益的収入及び支出において、それぞれ690万円を増額する補正予算であります。

収入については、加入料金収益460万円、雑収益230万円をそれぞれ増額し、支出については、原水及び上水費112万円、総経費130万円をそれぞれ減額するほか、職員人件費の補正などに伴い、配水及び給水費820万円、予備費112万円をそれぞれ増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 55ページ、施設管理業務の委託料、それから検針・徴収・窓口事務業務の委託料、ともに減になっているようですが、委託内容が変更になったのか、また、特にその検針・窓口なんかについては戸数が少なくなったのかどうか、その辺についてお話をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長沼 哲君） 上下水道課長、お答えいたします。

両委託料の減額につきましては、両委託とも単年契約で今やっております、入札の結果、請負差額ということでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第99号平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第99号平成27年度加美町水道事業

会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時40分まで。

午後3時26分 休憩

午後3時42分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ会議を開きます。

日程第18 議会改革特別委員会の調査報告について

○議長（下山孝雄君） 日程第18、議会改革特別委員会の調査報告についてを議題とします。

本件につきましては、議会改革特別委員会委員長から調査結果報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。議会改革特別委員会委員長一條 寛君、ご登壇願います。

〔議会改革特別委員会委員長 一條 寛君 登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（一條 寛君） 議会改革特別委員会に付託されておりました議員定数及び議員報酬等のあり方、議会基本条例について調査が終了しましたので、お手元に配付の調査報告書によりご報告申し上げます。

初めに。地方分権の進展と権限移譲の拡大に伴い、地方自治体の役割が拡充されるとともに、住民の代表機関であり自治体の最終的な意思決定機関である議会の役割と責任がますます大きくなってきています。

一方で、総務省がまとめた地方自治法抜本改正についての考え方においては、議会は、団体意思の決定機関及び執行機関を監視する機関としての役割を担っており、これらの役割を果たすために政策形成機能、多様な住民の意見の反映、利害の調整、住民の意見集約の機能を持ち、これらの機能を十分に発揮することが期待されている。しかしながら、議会の現状は、こうした期待に答えているとは評しがたいという厳しい指摘がされております。

このような中、本特別委員会は、本町議会をより活性化し、もって住民の負託に的確に応えることを目指し、適正な議員定数のあり方及び公選職としての議員報酬等のあり方を調査・検討するとともに、議会運営の基本的事項をまとめた議会基本条例の制定を目指し、平成25年9月18日、議長を除く19人の委員で構成され、設置されました。

さらに、限られた時間の中で効率的に作業を進めるために、特別委員会のもとに議員定数検討分科会、議員報酬等検討分科会、議会基本条例検討分科会の3つの作業部会を設け、行革の論理ではなく、議会改革の論理から議論を深めていくものとなりました。

以来、本委員会は、各分科会からの中間報告を受けるとともに、町内の公共的団体の代表者から意見・提言もいただいたところでもあります。

一方、本特別委員会と並行し、議会改革としてできるものから速やかに実行していくことを念頭に置き、議会運営委員会において、臨時議会を初め、予算・決算審査特別委員会や指定廃棄物調査特別委員会の会議録をインターネット上で公開を始め、議員への会議録配付の廃止、議場レイアウトの変更、議員研修要綱の策定など、一つずつ、自由闊達な意見を出し合い、議会改革を進めてきたところでもあります。

先般、各分科会からの最終報告を受けたことから、その内容について各委員が納得いくまで話し合い、慎重に検討した結果、全会一致で確認されたことから、分科会報告書の一部を再掲し、報告といたします。

2ページから5ページの組織及び意見交換会の概要については説明を割愛させていただきますので、後でお目通しをお願いします。

6ページをお開きいただきたいと思います。

調査検討結果でございます。

初めに、議員定数についてですが、分科会における基本的な考えとしては、地方公共団体の議会の議員定数については、これまで地方自治法で人口に応じた上限が規定され、その上限の範囲内で条例により定めるとされていた。しかし、平成23年の地方自治法の一部改正により、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として、議員定数の法定上限の撤廃が行われ、定数の決定は各地方公共団体の自主的な判断に委ねられることになりました。

このことは、見方を変えれば、従来的人口比例方式から、機能を充実強化させるという観点において、法律上全く基準がないという形の状況にもなっており、さらに体系立った手順等が整理されているわけでもなく、このような状況を踏まえ、定数検討分科会においては、住民の代表機関としての議会のあり方及び会議体としての適正規模のあり方の両面から、議員定数をいかに考えるべきかから議論がなされました。

その上で、住民及び議員からの理解を得られるよう類似団体等の例を参考とする統計的な数値を根拠とした定量的算出方法の提示と議会が求める性質などの強化を根拠とした定性的な算出方法が提示され、(1)類似団体の例を参考とする統計的な数値を根拠とした定量的な算出方法ということで、①人口規模での比較、②財政規模での比較であります。

(2)議会が求める性質などの強化を根拠とした定性的な算出方法としては、①討議性と②専門性の2つの観点で検討されてきました。

次の7ページをお開きいただきたいと思います。

人口規模での類似団体の比較では、本町の議員定数は15人から18人が適正規模となります。

また、財政規模での類似団体の比較では、本町の議員定数は18人から20人が適正規模となります。

次に、委員会構成については、①議会機能の低下を招かないよう、現在の3常任委員会を堅持する。②委員会の複数所属が可能となったことにより、広報編集調査特別委員会を常任委員会に移行する。

この2つを柱に、討議性、専門性の観点から既存の常任委員会の定数を6人とし、議員定数は18人とするのが適切であるとしました。

次に、参考人からの意見として、人口規模で試算した16名が適正であるとの意見もあったが、18人が妥当であるとの意見が多くを占めました。また、「余り議員を減らすと、どんどん町民の声が届かなくなるのではないか」という心配する意見や、「削減だけでいいのか。将来的にどうやっていくかを考えて、きちんとした人数をそろえてそこにすばらしい人材が集まっていれば、当然それは無駄ではない」という建設的な意見も寄せられました。加えて、議員みずからが定数削減という道を切り開いたことは一定の評価をいただきました。

そして、結論として、人口規模や財政規模における類似団体との比較に加え、議会が求める性質などの強化における委員会数を考慮すると、本特別委員会としては、定数検討分科会の報告のとおり、議員定数は次期議会議員一般選挙から、現在の20人から18人に削減することで確認、了承しました。

また、各常任委員会の定数は、監視機能や行財政や政策提言について討議可能な人数を確保するため、6名とする。さらに、常任委員会は複数所属とし、議会広報編集調査特別委員会を常任委員会に移行させる。他の3常任委員会から選出する。

次に、議員報酬等についてであります。

分科会における基本的な考えとしては、現行の議員報酬は、議員月額23万円を基本とし、議長に32万5,000円、副議長に24万7,000円と、それぞれ役職加算がされている。一方、常任委員長等に対する役職加算は行われていない。

これは、平成15年4月1日の中新田町、小野田町、宮崎町の3町による新設合併の際に中新田町議会議員の報酬に合わせたもので、同報酬は平成9年1月24日に改正されており、前年の平成8年10月1日にさかのぼって適用されている。また、小野田町と宮崎町においても同様の措置が講じられており、以後19年間にわたり議員報酬の改定は行われていない。

議員報酬算定に当たっては、前述の議員定数と同様、明確な指標などが示されているわけではないことから、多くの地方議会が苦慮しているのが実情である。

このため、報酬等検討分科会では、他の先進事例を参考に、識者が提唱する各試算手法に基づき試算した。財政状況や世論の動向、住民給与水準に配慮しながらも、議会基本条例で掲げる理念を果たすためには、幅広い層から議員のなり手を確保する必要があり、その上で議員の待遇として適切な報酬額はどうかを基本に結論が出された。

また、政務活動費の導入や費用弁償支給のあり方についても、調査・検討が行われた。

試算方法ですが、具体的には、①町政への貢献度をもとに議員報酬を定める考え方、②執行部職員の給与を基準とする考え方、③国会議員の歳費を基準とする考え方、④日当制を根拠とする方法、⑤町長の給与額を基準とする考え方、⑥類似団体との比較方式、⑦議会費の割合を一定として算出する方法の7つについて試算した。

また、試算に当たっては、議員定数検討分科会より、議員定数を18人とする方向性が示されたことをもとに議論を行った。

個別の試算内容は、分科会報告書に記載しているが、最小が3万7,363円、最高で40万7,900円というかなり幅のある結果となった。これは、あくまでも議員活動を定量的に試算すると現行よりも大幅に下回るものとなり、職務・地位としての定性的な面を考慮すると大幅に上回る結果となった。

なお、逐次解説自治法において、議員報酬は「一定の役務の対価として与えられる反対給付である」とする一方で、その他の非常勤職員は「報酬の支給は勤務日数に応じてこれを支給する」となっている。したがって、議員報酬は勤務日数に対する給付でないことから、議員の稼働日数で試算した結果はあくまで参考であるとした。

委員長の加算額については、執行部との調整などにおいて常任委員長の稼働がふえていること、議員定数分科会において委員会活動の充実をうたっており、加えて議会基本条例案においても委員会の役割や責務が明確化されていることにも鑑み、本町においても各常任委員長及び議会運営委員長に加算額を支給するのが適当である。

費用弁償について、議員以外の特別職で非常勤の教育委員会委員、農業委員会委員及び監査委員にも同額支給されていることから、他の機関への影響も配慮し、現状のままとすることとした。

政務活動費について、議員の調査研究のために議員報酬とは別途支給される政務活動費であるが、その用途や情報公開のあり方などについてさまざまな問題を抱えている。政務活動費を

めぐっては、全国では一部議員による不適切な支出が指摘され、活動費に対する疑念を持たれている中、住民の理解を得るのは難しいと判断し、制度導入は行わないこととした。

議員報酬の決定要因であります。特別職の報酬等については、公正を期す必要があることから、町長は第三者機関である加美町特別職給料等審議会の意見を聞くものとされている。この場合、「三役及び議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行うに際しては、人口、財政規模などが類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に対するここ数年来の給与改定の経緯及び一般職の職員の給与改定の状況などに関して、少なくともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう考慮する」と、当時の自治省より通知されている。

別記（資料項目）としては、以下のものであります。

このうち、①の近年における消費者物価の上昇率と④の一般職の職員給与改定の状況については、自治省行政局公務員部長通知にて、「特別職員の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇などに相応して決定される一般職の職員の給与とはみずからその性質を異にする」とされている。特別職の職務には特殊性があるため、一般職のように物価スライドを考慮すべきでないとしていることから、この2点については考慮しないこととする。よって、報酬等検討分科会においては、残る5項目に財政事情と住民給与水準等を加味し、判断がなされた。

①人口、財政規模が類似している他の公共団体の特別職の職員の給与額。

類似団体との比較による試算結果から、町長給与は全国平均を大きく上回るが、議員報酬は下回る。なお、長の給料に対する議員報酬の比率26.9%は、類似団体の中で最低である。

②過去における特別職の職員給与改定の状況。

合併前の中新田町長の給料は87万3,000円、同じく小野田町と宮崎町は87万円で、議員報酬と同じく平成9年1月24日に改定されており、前年の平成8年10月1日にさかのぼって適用されている。その後、平成15年4月1日の合併時に現在の給与額に改定され、現在に至っている。なお、過去に減額条例を適用した経緯がある。

③議会費の前5カ年間の一般財源に対する構成割合及び報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込み。

議員年金廃止に伴う一時金の負担金としてここ数年割合が高くなっている。今回、議会費における人件費を固定した場合は、増加はしない。

④当該地方公共団体の議員報酬月額住民1人当たりの額と類似地方公共団体のそれとの比較。

人口2万人以上の町村で比較すると、議員18人で住民1人当たり182.8円となり、全国平均166.3円を上回る。一方、人口2万人以上で財政規模が同等の市町村の住民1人当たりの平均は202円であり、全国平均を下回る。

⑤議会議員の活動状況。

定例会及び臨時会の審議日数はほぼ横ばいであるが、常任委員会の所管事務調査などの開催日数がふえている。さらに、議会改革や指定廃棄物の特別委員会が設置されていることから、全体として大幅に開催日数がふえており、平成26年度は平成21年度と比較すると50%以上ふえている。

⑥財政事情。

主要財務比率では、経常収支比率や実質公債費比率は、人件費の減少や地方債の発行を抑制したことにより、確実に改善されてきており、比較的良好な値に近づきつつある。特に、実質公債費比率は平成18年度の21.0%をピークに着実に改善されてきており、また、財政調整基金等の積立基金の現在高についても、前年度に引き続き増加している。さらに、地方交付税の1本算定に伴い、約10億円程度の歳入減が懸念されていたが、3億円程度に縮減される見通しであり、ここ数年来実質収支が7億円を超えている状況の中で、議員報酬を引き上げたとしても、財政運営にはほとんど影響がないといえる。

⑦住民給与水準。

国税庁による民間給与調査によると、アルバイト、パートなども含め1人当たりの年間給与額は359万5,000円であるが、1年を通じて勤務した者の年間給与は413万6,000円となっている。議員への年間支給額は360万円を報酬10%引き上げた場合396万円になるが、民間給与の平均よりは下回る。また、加美町の平均給与収入は337万9,000円であり、議員報酬等の年額より下回っている。なお、議員報酬を給与所得として見た場合、年間支給額360万円の収入に対して234万円が所得となり、加美町の平均給与所得の226万3,000円と同等となる。

全国町村議会議長会によるアンケート調査において、議員の世帯の年収総額に占める議員報酬額の割合については、3割以上5割未満の割合が一番高く、38.8%となっている。全体の69.5%が5割未満となっていることから、他に職業がなければ議員になれるというのが現実である。

参考人からの意見としては、報酬の10%引き上げを妥当とする意見と、基幹産業の農業を初

め一般の給与所得が低迷している中、現状維持とすべきとの意見があったものの、幾らだったら適正な額と言えるのかというのは難しいとのこと。また、全般的に、「議員の活動実態が見えない」や、「もう少し住民と話し合う機会を持つべきである」との意見が大方を占めた。その一方で、「物価や消費税がどんどん上がってきている現状で、いつまでも同じというわけにはいかないと思う」や、「生活給という部分がないと、報酬としてはどうなのかなと感じる」といった意見も寄せられた。さらに、「報酬目当てで議員をやっている方というのはほとんどいないと思う」や、「報酬を上げたからといって若い人が議員になるとは思えない」などの意見もあった。

結論として、議員の職責を加味すると、待遇としては決して手厚くはない。選挙で選ばれた議員の報酬が、執行部職員では年齢20代後半から30代前半で主査に昇格する手前の層、2級前半の号俸で、主に勤続七、八年の職員と同等という待遇は、低いといわざるを得ない。加えて、議員の社会保障制度はなく、議員年金制度は昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成23年6月1日をもって廃止されている状況である。

議員報酬は生計を保障するものではないと言われるが、現実的には生計を立てなければ、議員のなり手が制限されてしまう。分科会で試算してきた各方式にはそれぞれ一長一短があるが、将来を見つめた議員の職務・活動形態にふさわしい加美町議会議員の処遇のあり方としては、役務の内容について定性及び定量の両面においてバランスをとる上でも、類似団体における長の給料に対する議員報酬の割合から試算した28万円から30万円程度が妥当な金額ではないかと考える。しかしながら、議員の活動量を定量的に示せない中において、20%から30%の引き上げを住民に理解していただくのは難しいと考える。

よって、本委員会においては、分科会の報告のとおり、世論の動向や住民給与水準に配慮し、類似団体における平均額と議会費固定での試算結果をもとに、財政指標区分V-1における平均額25万3,000円、現行報酬を10%引き上げるのが適当とすることで確認、了承した。

また、同様に議長報酬と副議長報酬についても増額し、新たに常任委員長及び議会運営委員長に加算額を支給することが適当であるとし、改定の適用は次期議会議員一般選挙後の平成29年4月1日からとする。

議長、改定後33万4,000円、副議長27万5,000円、常任委員長等25万8,000円、議員25万3,000円と改定する。

次に、議会基本条例についてであります。

議会基本条例については、分科会からの最終案に対し、語句の統一と条文間の整合性を図る

ため、一部修正しました。

(2) 条例案は別紙に記載しております。前文のみ朗読させていただき、各条項は割愛させていただきますので、後でお目通しをお願いします。

それでは、15ページの条例案の前文を朗読します。

前文。平成の大合併により、加美町は2003年に県内の第1号として誕生した。2000年4月には、地方分権一括法により機関委任事務制度が廃止され、自治体に対する関与の縮減や権限移譲が行われた。

これに伴い、自治体の自己責任と自己決定権が大幅に拡大し、議会に求められる役割及び責務はさらに増大することとなった。この役割を果たすため、二元代表制の趣旨を踏まえ自治体の自立に対応できる議会へとみずからを改革する必要に迫られている。

これまでに、本議会は、住民に開かれた議会を目指して、ITの活用など、審議資料や審議結果の公表・情報公開に積極的に取り組んできたところである。

今後の課題として、議員間の自由闊達な討議の機会や住民参加の場などについて、なお一層の拡大が必要である。それは、とりもなおさず住民の多様な意見を代表である合議機関としての特性を発揮することになる。そこで、地域の課題に真摯に向き合い、議会の機能である町政の監視・評価及び政策提言・提案に努め、協働のまちづくりを推進する決意である。ここに、最も根幹となる支柱・基盤としてこの条例を制定する。

前に戻りまして、終わりに、本特別委員会では、平成25年9月の設置以降、2年3カ月の間、8回の特別委員会と28回の分科会を開催した。さらには、各分科会間の情報共有と調整を図るため、正副議長と正副委員長、正副分科会長の合同会議も5回開催された。

そして、特別委員会におけるさまざまな調査・検討、先進議会の視察、外部講師を招いての勉強会、町民との意見交換会などを行う過程で、これからも開かれた議会、わかりやすい議会の実現に向けて、議会改革を継続していく必要があることを改めて確認した。

当議会では、合併以来、これまでに論点の明確化と議論の深化を図るため、一問一答方式の導入や執行部との緊張感ある議論を展開するための対面式演壇の設置といった取り組みが行われてきた。

また、開かれた議会を目指し、インターネット技術を活用した議会中継・録画配信、ホームページや議会広報での議員の評決結果の公開、正副議長選挙に伴う所信表明演説などを開催してきた。さらに、議会災害対策委員会の設置や議会広報モニター制度の導入、傍聴席への資料提供など、改革先行型として他の町村議会のそれと比べても先進的な取り組みが行われてきた

ところである。

しかし、今回の調査・検討の中で、改めて浮き彫りになったのが、議会の活動が住民に伝わっていないことであり、各委員等しく認識したところである。町政をチェックし、民意を反映する機関としての議会の存在そのものが、住民から問われていることを肌で感じた次第である。

地方分権の推進により、自立的な自治運営を支えるために、議会の役割はますます重要となっている。

こうした時代の要請に応えるため、議会が変われば行政が変わるという自負を持ち、住民の負託に全力で応えていく決意で、議会基本条例案の起草に至ったことは、本議会のあるべき姿に一つの方向性を導き出すことができたと認識している。

また、2つの分科会より、議員が長の諮問機関である各種審議会等への参画は原則辞退すべきであるとの意見も出されたことをつけ加え、議員定数のあり方、議員報酬のあり方、議会基本条例の見直しについて、次期議会においても確実に調査・検討されるよう、今後の取り組みに期待するものである。

最後に、本特別委員会における調査・検討を終了するに当たり、各種統計資料の収集に協力していただいた執行部職員、意見交換会にて貴重なご意見・ご提言を頂戴した参考人の皆様に感謝申し上げます、最終報告といたします。

以上であります。

○議長（下山孝雄君） 議会改革特別委員会委員長一條 寛君よりご報告をいただきました。

これにて議会改革特別委員会の調査報告を終了いたします。

2年3カ月にもわたる間、精力的に検討いただきまして報告をいただいたこと、本当に感謝申し上げます。これらの結果に基づき、これらの実現を図るため、所定の手続きをとって実現を目指してまいりたいと思います。

各委員の皆さん方には大変ご苦勞さまでございました。

日程第19 議員派遣の件について

○議長（下山孝雄君） 日程第19、議員派遣の件について議題とします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましてはこのとおり派遣することに決定いたしました。

日程第20 閉会中の継続調査について

○議長（下山孝雄君） 日程第20、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長一條 寛君より、健全な行財政運営と政策課題について、生活環境の整備について、教育民生常任委員会委員長伊藤 淳君より、福祉・教育行政について、産業経済常任委員会委員長高橋源吉君より、農林・商工及び観光に関する振興策について、議会運営委員会委員長工藤清悦君より、議会活性化に向けて、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、加美町田代岳指定廃棄物最終処分場建設候補地調査特別委員会委員長佐藤善一君より、宮城県における指定廃棄物の最終処分場町内建設候補地問題に関するることについて、以上5委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月18日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成27年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月11日

加美町議会議長 下山 孝 雄

署 名 議 員 一 條 寛

署 名 議 員 高 橋 源 吉